

**豊中市学校図書館等蔵書管理システム構築・機器賃貸借業務に係る
公募型プロポーザル 実施要領**

1. 実施目的

豊中市（以下「本市」）の小学校、中学校、教育センター（1ヶ所）、市立図書館に所蔵する資料を一体的に活用することで児童・生徒の読書活動を推進し、生きる力を育むことを目的とする「とよなかブックプラネット事業」のもと、平成25年（2013年）4月に導入した豊中市学校図書館等読書活動支援システムは、平成29年度のリプレースを経て、令和6年（2024年）2月29日にリース期間を満了する。

本市の学校図書館は、全校に専任の学校司書が配置されており、市内各校および教育センター間で物流便を週に2回運行するなど物流のネットワークも配備している。また、現行システムではスクールネットに接続し、各校（小学校、中学校、義務教育学校）および教育センターの蔵書を一体的に管理しており、公共図書館からの借受、学校間の相互貸借もさかんに行われている。本システムの更新にあたっては、個人情報などセキュリティに関する高い技術力や、トラブルによる業務停止のない、高レベルのサービスを常に安定的に運用できるとともに、GIGAスクール構想への対応や学校図書館を活用した授業を推進できるシステムが必要となる。

よって、それらを有する者へ本業務を発注することとし、その受注者の選定にあたり、次のとおり企画提案競争を実施する。システム構築を含むリース契約となるため、提案はシステム構築業者とリース業者が共同で行うこと。

2. 業務の概要

豊中市学校図書館等読書活動支援システムは、蔵書管理システムに加え、学校図書館活用データベース、情報共有掲示板、電子キャビネットなどの機能を有しており、本件では、このうち蔵書管理システムおよび電子キャビネットを更新するにあたり、機器調達、開発、構築、運用、保守業務の発注を行う。契約はこれらの業務を含めたうえでシステム構築を含むリース契約（長期継続契約）とする。

(1) 業務の内容

『「豊中市学校図書館等蔵書管理システム構築・機器賃貸借業務」仕様書』による。

(2) 業務の期間

・システム構築期間

契約締結日から令和6年（2024年）2月末日まで

・システム稼働期間（賃貸借期間）

令和6年（2024年）3月1日から令和11年（2029年）2月末日まで

(3) 機器リース料およびシステム構築・保守費提案上限額（月額）

¥2,004,300（消費税等を含む）

※構築に係る一切の費用および、稼働期間中の機器リース（クライアント端末及びその周辺機器を除く）・運用保守費含む

（受注者は、稼働期間中毎月10日までに前月分の賃借料について請求書により請求を行うもの

とし、本市はその請求を受理した日から業務履行状況を確認の上 30 日以内に、これを支払うものとする)

3. 担当部署（事務局）

豊中市教育委員会事務局 読書振興課 企画調整係（担当：榎、平井）

住所：〒561-0884 豊中市岡町北3-4-2（岡町図書館4階）

電話：06-4865-3696

FAX：06-6841-3493

e-mail：dokusho@city.toyonaka.osaka.jp

4. 参加資格要件

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決

定を含む。)があった場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (8) 本市と同規模程度の学校図書館へ導入され、安定稼働している実績があること。
- (9) 本市教育委員会のネットワークを活用し、各校および教育センター、読書振興課のクライアント端末を集中管理できるオンプレミス型、Web方式のシステムを開発できること。

5. 募集日程 ※いずれも令和5年(2023年) 日程は変更することがある

- (1) 募集要項等の公表 6月13日(火) ※市ホームページに掲載
- (2) 質問事項の締切 6月19日(月) 17時15分必着

※質問は電子メールで受け付け、回答はすべての参加申込者宛てに、原則として電子メールにて行う。

- (3) 質問事項への回答 6月23日(金)
- (4) 企画提案書等提出期限 7月10日(月) 17時15分必着
- (5) 第1次審査(書類審査) 7月11日(火)～7月18日(火)

※応募事業者が5社以上あった場合のみ実施

- (6) 第2次審査(プレゼンテーション) 7月24日(月) 午後(予定)

※当日の時間、場所等は、第1次審査終了後、第1次審査の可否とともに通知する。

- (7) 審査結果の通知 8月上旬発送予定
- (8) 契約の締結 8月上旬予定

6. 仕様書の受領に関する書類について

- (1) 提出書類の種類: 「機密情報に関する誓約書」(様式10)
- (2) 提出部数 : 1部
- (3) 提出先 : 上記3を参照
- (4) 提出方法 : 電子メールで提出後、原本を持参(月～金の10時から17時15分まで)、または郵送のいずれかとする。仕様書関連資料については、電子メール受領確認後に送信する。

7. 提案書作成要領

- (1) 提出書類の種類

No	提出書類	留意事項	様式
1	参加表明書	内容を確認し、記入すること。	様式1
2	業務経歴書	・受託実績は、完了及び現在実施中のものについて記入すること。 ・業務場所は、都道府県名及び市町村名を記入すること。 ・ネットワーク接続している学校数を記入すること。 ・業務期間は、完了したものは契約締結日から業務完了日までの期間とし、現在実施中のものは契約書に記載	様式2

		<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア構成 ・必要機器明細 ⑤業務遂行スケジュールと管理体制 <ul style="list-style-type: none"> ・全体スケジュール ・テスト要件 ・研修 ・プロジェクト管理体制 ⑥運用保守業務 <ul style="list-style-type: none"> ・運用管理 ・保守 ⑦その他提案 <ul style="list-style-type: none"> ・別添『「豊中市学校図書館等蔵書管理システム構築・機器賃貸借業務」仕様書』に示す以外で提案したい内容、他社と差別化できる特に提案したい内容(見積書で提示の額以外に費用が掛かる場合は、金額を明示すること。) 	
6	見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書は、提供価格と月額リース料とそれぞれ作成すること。 ・賃貸借期間は5年間とし、サーバ関連機器リース（クライアント端末及びその周辺機器は除く）・システム構築・運用保守、カスタマイズ費用、操作研修費用等をすべて含む。 ・見積書の宛先は「豊中市教育長」とし、人件費、間接経費など、見積金額の積算根拠を明示した内訳書を添付すること。 ・なお、参考として、クライアント端末及びその周辺機器の提供価格と月額リース料を別途示すこと。 	様式 5
7	会社概要	令和5年5月31日時点の状況を記載	様式 6
8	入札参加停止措置等状況調書		様式 7
9	誓約書		様式 8

(2) 提出部数

正本1部、副本15部、1～9のデータを格納した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）

(3) 提出期限

令和5年（2023年）7月10日（月）17時15分必着

※提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。

(4) 提出方法

持参（月～金の 10 時から 17 時 15 分まで）、または郵送のいずれかとする。

(5) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しない。

(6) 提出先

上記 3 を参照。

8. 質問の方法

本実施要領および別紙『「豊中市学校図書館等蔵書管理システム構築・機器賃貸借業務」仕様書』の内容に不明な点がある場合は下記のとおり質問を行うこと。

(1) 提出書類

質問書（様式 9）

(2) 内容

質問内容は、提出に必要な事項に限定する。

(3) 提出方法

上記 3 を参照。質問は電子メールで受け付け、回答はすべての参加申込者宛てに、原則として電子メールにて行う。

(4) 提出期限

令和 5 年 6 月 19 日（月）17 時 15 分必着

9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・本案件期間中に、上記4で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・一団体に複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定委員会が失格と認めたとき

10. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する選定委員会を設置し審査する。応募事業者が 5 社以上あった場合のみ、事前に第 1 次審査（書類審査）を行い、採点順位 4 位以内の事業者のみプレゼンテーション審査への参加ができるものとする。企画提案書及び企画提案書に基づく第 2 次審査（プレゼンター

ション) を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。

第2次審査(プレゼンテーション)の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者とししない。得点と同じ場合は、当委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定する。

(2) プレゼンテーション審査

① 日時：7月24日(月)午後(予定)

※当日の時間・場所等の詳細は、提案者に別途連絡する。

② 発表時間：45分(各提案者につき30分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答する。)

③ 機材等：パワーポイント等を使用する場合の必要な機材はすべて、提案者で用意すること。
本市は、スクリーンと電源、およびプロジェクターのみ用意する。

④ プレゼンテーションを行う者：当日の出席者は1提案者あたり3名以内とし、本業務に携わる管理者および担当者とする。発言者および質疑に応答する者はその業務を実際に実施する者とする。

(3) 評価項目

項目	詳細	配点	視点
1. 体制・実績 (20点)	1-1. 会社概要 ・体制	10	○会社の規模 ○管理者・担当者に類似する業務の実績があり、ノウハウの蓄積が期待できるか
	1-2. 実績	10	○類似する業務の実績があるか
2. 企画提案内容 (305点)	2-1. 提案の全体概要	20	○別紙『「豊中市学校図書館等蔵書管理システム構築・機器貸借業務」仕様書』の内容と一致した提案となっているか
	2-2. 仕様	140	○別紙『「豊中市学校図書館等蔵書管理システム構築・機器貸借業務」仕様書』の機能要件に提示している機能が対応可能か ○相互貸借・発注業務に関する要件は十分か
	2-3. 非機能要件・運用保守業務	55	○規模要件、性能要件、信頼性要件、拡張性要件、セキュリティ要件を満たしているか ○運用要件、保守要件を満たしているか
	2-4. 業務遂行スケジュールと管理体制	55	○テスト要件、移行要件、研修要件、構築要件を満たしているか ○運用開始までのスケジュールに無理がないか ○運用開始後の保守及びサポート体制は十分か
	2-5. その他提案等	10	別紙『「豊中市学校図書館等蔵書管理システム構築・機器貸借業務」仕様書』に示す以外で提案したい内容、他社と差別化できる特に提案したい内容
	2-6. プレゼンテーション	25	○業務の理解度及び説明能力、質問への対応能力等
3. 見積書(25点)	3-1. コスト	25	○見積価格
過去3年間の処分歴	処分歴に応じ減点評価を行う。		
合計 (350点)		350	

(4) 審査結果の通知

結果は全ての提案者に対して、8月上旬に文書にて通知する。なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受注者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受注者を約するものではない。

11. 契約に関する基本的事項

- (1) 優先交渉権者は、採択された提案をもとに本市と詳細を協議するものとする。協議の結果、契約内容と仕様、契約金額については、採択された提案と変更が生じることがある。
- (2) 優先交渉権者との協議が成立せず契約の締結が困難な場合は、優先順位が次順位の者と協議を行い、成立した場合には当該事業者と契約を締結する。
- (3) 本業務の受注者は本市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこと。(受注者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く)
- (4) 優先交渉権者が本市業者登録未登録の場合は、業者登録に必要な書類を提出すること。
- (5) 事業者は、業務の全部、若しくは一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

12. その他（留意事項）

- (1) 本プロポーザルに要する経費(提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用等)は、応募者の負担とする。
- (2) 選定委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
- (3) 質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けない。
- (4) 提出書類の返却、提出期限以降における書類の差替及び再提出には応じない。
- (5) 提出書類に記載された受注業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (6) 応募を取り下げる場合は、速やかに事務局まで文書で通知すること。